○○○○の会　規約（作成例）

（名　称）

第１条　この会は、○○○○の会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、○○○○（例：会長宅、○○区公民館・・・etc）に置く。

（目　的）

第３条　本会は、○○○○活動を行うことにより、○○○○（例：地域振興、地域住民交流促進、地域の福祉の充実、etc・・・）を目的とする。

（活動内容）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）○○○○に関すること。

（２）○○○○に関すること。

（３）○○○○に関すること。

（４）○○○○に関すること。

（５）その他本会の目的を達成するために必要なこと。

（会　員）

第５条　本会は、○○○○（例：会の趣旨に賛同するもの、○○区民、○○に関する活動を行っている者のうち、趣旨に賛同するもの、etc・・・）をもって構成する。

（役　員）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会　長　　　　１名

（２）副会長　　　　○名

（３）○○（例：会　計　１名）

（４）○　○　　　　○名

２　役員の任期は○年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表し会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（３　その他の役員は、組織の実情に応じて定めるetc・・・。）

（会　議）

第８条　本会に、総会および役員会、その他の会議を置く。

（総　会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要ある場合は、臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）事業計画に関すること。

（３）予算および決算に関すること。

（４）その他、総会が特に必要あると認めたこと。

（役員会）

第１０条　役員会は、会長、副会長および○○をもって構成する。

２　役員会は、必要に応じ開催する。

３　役員会は、会長が招集する。

４　役員会は、次の事項を審議する。

（１）総会に提出すべきこと

（２）その他役員会が特に必要と認めたこと。

（経　費）

第１１条　本会の経費は、助成金、寄付金、○○○金をもってこれに充てる。

附　則

この規約は、令和○○年○○月○○日から実施する。